



2025年5月15日

各位

会社名 大阪製鐵株式会社
代表者名 代表取締役社長 谷 潤一
(コード 5449 東証スタンダード、福証本則)
問合せ先 総務部長 森 公良
(電話 06-6204-0300)

株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタル（総称して、以下「提案株主」といいます。）より、2025年6月25日開催予定の第47回定時株主総会における議題について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の2025年4月16日付書面を受領いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 剰余金を処分する件
- (2) 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件
- (3) 取締役の定員等に係る定款変更の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、本株主提案の内容については、提案株主様から提出された書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

II. 本株主提案に対する当社取締役会意見

1. 「(1) 剰余金を処分する件」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題の一つとして位置づけており、経営基盤の長期安定に向けた揺るぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指す観点から、配当については、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していく方針としております。

また、当社は、2025年1月31日、収益改善と資本効率化を柱とした「[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について「大阪製鐵グループ中期経営計画」](#)」（以下「本中期経営計画」

といいます。)を策定し、これを公表いたしました。株主還元方針につきましては、当社は、本中期経営計画において、今後3年間に必要な戦略投資や基盤強化投資、老朽更新投資による必要資金を算出するとともに、収益改善策により見込まれるキャッシュ・フローや運転資金を検証し、配当性向30%程度を目途とした配当に加え、2027年度までの3年間で300億円を上限とする株主還元策が可能と判断し、その一環として、自己株式の公開買付け(約220億円)を実施しております。

以上のように、当社は、将来の必要資金、キャッシュ・フローや運転資金を検証した上で、当該検証に基づき、今後3年間で株主の皆様へ還元することが可能な金額として上記金額を算出いたしました。

これに対し、本株主提案は、上記のような将来の必要資金等を一切考慮することなく、極めて多額の剰余金の配当(約124億円)を一挙に実施することを求めるものであり、今後の当社の事業の継続可能性や成長性を阻害し得る極めて短期的な視点に基づいた要請であります。当社は、こうした極めて短期的な視点に基づく要請は、中長期的な当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上に資するものではないと考えております。

よって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

2. 「(2) 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

本株主提案は、2025年3月末日における当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の流通株式比率が25%未満であり、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場の上場維持基準に抵触していることを前提としておりますが、2025年5月1日付け「上場維持基準の充足の確認についてのお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社の2025年3月末日における流通株式比率は25%以上であり、当社は2025年3月末日において東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足しております。このように、本株主提案は、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足しているか否かという株主の皆様にとって極めて重要な事項に関する誤解を前提としたものであります。

また、提案株主は、本株主提案の理由において、当社代表取締役の発言を引用し、当社が当社経営陣の利益のために上場維持に固執しているかのような主張をしています。しかしながら、当該発言は、提案株主が当社株式を急速に買い集めたことにより、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足できなくなり、上場廃止となる懸念が生じた局面において(なお、上記のとおり当該懸念はその後解消されております。)、上場会社の役員としては、そのような懸念を払拭し、当社株式の流通性や株主の皆様の取引機会を確保することが当社の少数株主の皆様の利益を保護するために重要であるという趣旨で発言したものであり、当社経営陣の利益のために上場維持に固執しているという事実は一切ございません。

当社は、上場会社として企業価値向上へ向けた取組みを推進すべく、当社が属する鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有する業務執行取締役5名と、他社における長年の勤務経験から得られた豊富な業務知識に加え、各分野における経験や知見を有した社外取締役3名にて構成される取締役会において、当社の企業価値向上に資する意思決定や少数株主利益の保護を踏まえた監督を行っております(なお、本中期経営計画についても、社外取締役を含めた十分な議論を行った上で策定しております。)

また、当社取締役会は、当社取締役会が重要な意思決定を行う場合には、必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取得し、また、IR・SR面談等において株主・投資家の皆様から頂いたご意見も考慮した上で、当社取締役会の意思決定を実施しております。

さらに、提案株主が主張する日本製鉄による完全子会社化又は吸収合併のように、親会社と当社

少数株主の間に利益相反が生じる可能性がある重要な取引・行為については、独立社外取締役で構成される特別委員会においてこれを審議・検討し、取締役会に答申する体制が整備されております。

加えて、株主価値向上のためにどのような施策を講じるべきかといった経営判断は、当該経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて議論・検討・決定すべき事項であります。しかしながら、本株主提案は、個別の事案における利益相反の程度や取引構造の状況等を踏まえず当然に株主価値向上・非公開化検討委員会の設置を求めるものであるため、本株主提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないとともに、このような定款変更により、かえって経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれるおそれがあると考えております。

以上のように、当社は、今後もガバナンス体制の強化を継続し、企業価値向上へ向けた取組みを推進してまいります。少なくとも現時点において、当社には、企業価値向上を検討するにあたり、社外取締役、外部の専門家及び株主・投資家の皆様の視点を反映しながら適切な意思決定を行う体制が既に構築されており、本株主提案が求める株主価値向上・非公開化委員会の設置を定款の規定に設ける必要はないと考えております。

よって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

3. 「(3) 取締役の定員等に係る定款変更の件」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、取締役会の構成について、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、経験・識見・専門性のバランスや多様性も考慮して決定することとしており、また、その決定プロセスについても、取締役の選任、取締役の報酬の方針及び具体的な報酬額については、独立社外取締役及び代表取締役社長をメンバーとし議長を独立社外取締役が務める「役員人事・報酬会議」において審議・検討を行い、その結果を取締役に答申した上で、決定することとしております。

その結果、現時点における社外取締役は3名であり、独立社外取締役を3分の1以上選任することを求めるコーポレートガバナンス・コード原則4-8を充足しております（なお、2025年6月に開催予定の当社定時株主総会における取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立社外取締役が3分の1以上となる予定です。）。

また、独立社外取締役3名は、取締役会や役員人事・報酬会議、支配株主と少数株主の利益相反を審議する特別委員会における審議・検討に関して、少数株主の利益を確保するという観点から適切な意見を述べており、独立社外取締役3名による監督体制は有効に機能していると考えております。

さらに、本株主提案の内容を定款に設けた場合、取締役候補者の選択範囲を制限することとなり、その時々々の経営課題に応じた機動的な取締役会構成の検討が困難になるため、本株主提案が求める定款変更の内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないものと考えております。

以上のように、当社は、今後も役員人事・報酬会議を中心に経営課題に応じた最適な取締役会構成の検討を継続してまいります。少なくとも現時点においては、当社の独立社外取締役による監督体制は有効に機能しているため、本株主提案が求める取締役の過半数を社外取締役とする規定を定款に設ける必要はないと考えます。

よって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

*本株主提案の内容については、提案株主様から提出された書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

1. 剰余金を処分する件
2. 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件
3. 取締役の定員等に係る定款変更の件

第2 提案の内容

以下の2及び3の議案(以下「定款変更議案」という。)については、本定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5449-OSAKASTEEL/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は(単体)と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 剰余金を処分する件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第47期末における1株当たり純資産(発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。)の金額(小数点以下切り捨て。以下同じ。)に0.08を乗じた金額から、第47回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款39条に基づいて第47回定時株主総会の開催日までに2025年3月期末の剰余金の処分(処分の予定を含む。)として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額(以下合わせて「会社配当金額」という。)を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第47回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第47回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第47回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第4章 取締役および取締役会

(株主価値向上・非公開化検討委員会)

第28条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う株主価値向上・非公開化検討委員会(以下この条において「委員会」という。)を取締役会の下に設置する。

2. 委員会は、当会社の社外取締役全員により構成される。

3. 委員会は、自らの裁量で外部アドバイザーを選任することができ、当該外部アドバイザー

一は、当会社取締役会から独立した立場で、次項に定める委員会の活動に関する助言を委員会に与えることができる。

4. 委員会は、当会社取締役会とは独立し、非公開化を含めた当会社の株主価値向上を図る立場において、次の各号に定める活動を行う。
 - (1) 当会社の株主価値向上に資する全般的な事業施策、財務施策（当会社の資本コストの評価・把握および資本効率の改善に向けた経営指標の設定などの資本政策を含むがこれに限られない。）、日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）に対する資金提供の当否、コーポレートガバナンスに関する施策および非公開化に関する施策（これらを総称して以下「株主価値向上策」という。）についての日本製鉄以外の株主からの意見聴取
 - (2) 収集した情報を踏まえた株主価値向上策の検討および取締役会への提示
 - (3) 取締役会に提示する株主価値向上策およびこれに関して取締役会に提供した参考資料などに関する株主およびその他のステークホルダーへの説明
 - (4) 当会社に対する買収提案が行われた際に、買収者および当該買収提案にかかる買収の成否から独立した特別委員会として行う、当該買収提案の是非についての検討および判断ならびに取引条件の妥当性および手続の公正性についての検討および判断
5. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、委員であれば、誰でも招集することができる。委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集および開催に関する手続の詳細、外部アドバイザーの選解任の方法、任期その他の事項は、委員会において定める株主価値向上・非公開化検討委員会規則による。
6. 委員および外部アドバイザーの報酬を含む委員会の活動に要する費用は、当会社の負担とする。

3. 取締役の定員等に係る定款変更の件

現行の定款の第18条を以下のとおり変更する。

現行定款

（取締役の定員）

第18条 当会社の取締役は3名以上12名以内とする。

変更案（下線は変更箇所を示す。）

（取締役の定員等）

第18条 当会社の取締役は3名以上12名以内とする。

2. 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

第3 提案の理由

1. 剰余金を処分する件

本件は、自己資本の8%を配当金とすることを企図した提案である。

当社は、2025年1月末に中期経営計画の改定を発表したが、それを受けて当社の株価は発表当日に前日対比で13.7%下落し、終値ベースで2001年以来の大暴落となった。

この市場の反応に見られるとおり、上記経営計画ではPBR1倍割れの解消は不可能であり、足元のPBR0.75倍が改善される見込みは乏しい。

提案株主は、当社の親会社である日本製鉄が当社を完全子会社化もしくは吸収合併することが当社の少数株主にとって最善であると考えているが当社及び日本製鉄は上場維持に固執している。

当社のPBRは15年以上、解散価値である1倍を上回ったことはなく、もし当社が今後も上場を維持するのであれば早期にPBR1倍割れの解消を行うべきである。現在の不十分な中期経営計画ではな

く、DOE 8%を株主還元方針とし、資本効率の改善、資本コストの低下を図るべきである。

2. 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

当社は2025年4月14日現在、流通株式比率が25%未満となっており、東証スタンダード市場の上場維持基準に抵触しているため、このままでは2026年3月末から監理銘柄となり、同年6月には上場廃止が決定する。

提案株主は、日本製鉄が当社を完全子会社化もしくは吸収合併することが当社の少数株主にとって最善であると考えているが、当社及び日本製鉄は上場維持に固執し、当社は日本製鉄が保有する当社株式を自己株取得し、さらには上場維持基準の緩い福岡証券取引所への重複上場を申請した。

谷社長はこの方針を「上場企業としての経営を任されたため（それを継続する）」と説明するが、これは現経営陣の利益を念頭に置く発言であり、今後も少数株主の利益を軽視した意思決定がなされる懸念がある。

そのため、社外取締役をメンバーとした委員会を設立し、取締役会からは独立した立場で非公開化を含めた当社の株主価値向上策の検討を行うべきである。

3. 取締役の定員等に係る定款変更の件

当社の取締役8名中5名の常勤取締役は、全員が日本製鉄出身者であり、実質的に日本製鉄の天下り先となっている。

コーポレートガバナンスコードは「支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる」（基本原則4の「考え方」とし、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」も「上場子会社の経営陣の指名については、支配株主と一般株主との間に利益相反リスクが存在することを踏まえ、一般株主利益にも配慮し、上場子会社として企業価値向上に貢献できる人物を選定することが課題となる」と指摘する。

当社は、長年の資金提供や天下り先として日本製鉄に貢献してきた一方で、常勤取締役は当社の少数株主の利益を棄損し続けており、社外取締役を増員し、ガバナンスを強化すべきである。

以上